明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**三七）　二
○水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（**環境**三）　三

〔告　示〕

○水底線路の保護区域を指定する等の件（**総務**一〇三）　三
○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件（**消防庁**二）　四
○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（同三）　四
○蓄電池設備の基準の一部を改正する件（同四）　四
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（同五）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一〇〇）　四
○史跡に指定する件（**文部科学**五五）　五
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**一六六）　五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の算定に当たり用いる率を定める件（同一六七）　五
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第三号ロ(1)の支給率を定める件（同一六八）　五
○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一六九）　五
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一七〇）　五
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七一）　五
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七二）　五
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七三）　五
○平成二十三年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を定める件（同一七四）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**八一九）　六
○肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同八二〇）　六
○肥料の登録が失効した件（同八二一）　七
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**九五～九八）　七
○浄化槽の型式を認定した件（**中部地方整備局**七一）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六八）　八
○都市計画に関する件（同六九）　八
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**四二）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**六七、六八）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**七七、七八）　八

〔官庁報告〕

官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一一（平成二十三）年十～十二月期）（内閣府）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
外国監査法人等関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定、東日本高速道路株式会社工事完了関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三三
会社その他　三五
会社決算公告